

日本の公共図書館におけるプリントディスアビリティへの支援 —環境アクセシビリティに着目して—

瀬高 花生里

日本は、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法の整備の一環として、2013年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定し、同法は2016年4月1日に施行された。公共施設である図書館にも合理的配慮が求められており、日本図書館協会は、2016年3月18日に「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」を作成した。

本研究は、日本の公共図書館におけるプリントディスアビリティへの支援をバリアフリー・ユニバーサルデザインの施設・設備といった環境面でのアクセシビリティに着目して明らかにすることを目的としている。

本研究では、プリントディスアビリティへの支援の理念については、日本図書館協会と国際図書館連盟（IFLA）のガイドライン、文部科学省の対応指針、図書館の類縁機関として博物館のガイドライン等の文書、そして IFLA ガイドラインの優良事例として取り上げられている調布市立図書館と川越市立高階図書館、埼玉県立久喜図書館の事例を調査した。さらに、プリントディスアビリティへの支援の実態については、調布市立図書館、川越市立高階図書館、埼玉県立久喜図書館での訪問調査と、プリントディスアビリティ関係者へのインタビュー調査を行った。

調査の結果、環境アクセシビリティの理念として、ガイドラインは図書館の利用に障害があるすべての人を対象とし、公共図書館では誰もが利用できる図書館を目指して障害者サービスを提供していることが明らかになった。一方、環境アクセシビリティの実態として、文字の大きさや、わかりやすい案内表示などの環境整備が行われていることが公共図書館での訪問調査から明らかになった。また、プリントディスアビリティ関係者へのインタビューからは、図書館内の規則性、OPAC と実際の本棚の表示、ブラウジングの効果を発揮するための支援、目立つ色の点字ブロックの有効性が示された。さらに、職員の対応や支援機器・資料の位置への配慮は、環境因子の物理的、社会的、態度的な環境を包括した心理的なアクセスのしやすさとして環境アクセシビリティに関係していることが示唆された。公共図書館とプリントディスアビリティ関係者の両者で図書館と利用者を結びつける PR に問題意識を持っており、プリントディスアビリティ当事者だけでなく、家族や、学校、福祉団体などの図書館外への PR も必要だということが明らかになった。

本研究は、障害者サービスの先進館を対象に調査したため、全国の公共図書館では、理念と実態により差異がある可能性がある。また、調査対象者も、プリントディスアビリティ関係者の一部である。今後は理念と実態をより詳細にするため、公共図書館とプリントディスアビリティ関係者へのさらなる調査が必要である。

(指導教員 吉田右子)